
個別災害対策編
原子力災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されること及び放射性物質の発電所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務及び業務の遂行によって住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎となる災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常放出により生じる原子力災害を想定する。また、市は、原災法第 10 条に規定する特定事象に該当しない事故や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、国、県及び防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、次のとおり発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

区 域	基本の対応
即時避難区域（P A Z） 〔Precautionary Action Zone〕	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。 避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。 また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。
避難準備区域（U P Z） 〔Urgent Protective action planning Zone〕	半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。 緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

区 域	基本の対応
U P Z 外	U P Z の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

2 市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

市における原子力災害対策を実施すべき地域は、次のとおりとする。

区 域	対象地区名
U P Z 外	阿賀野市全域

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画の「風水害対策編」及び「震災対策編」によるほか、次のとおりとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 市原子力災害対策本部の設置に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 市道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 物資等の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童・生徒等の退避及び避難に関すること 24 学校施設を、避難施設としての使用協力に関すること 25 教職員、児童・生徒等への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること 2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関の職員等に対する教育訓練に関すること 3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること 4 通信連絡網の整備に関すること 5 原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること 7 原子力事業者からの報告の聴取、立入検査に関すること 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること 9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること 10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること 11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること 12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れに関すること 14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること 15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 16 環境放射線モニタリングに関すること 17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 18 原子力災害医療措置に関すること 19 飲食物の摂取制限等に関すること 20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 23 物資等の供給に関すること 24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 25 汚染物質の除去及び除染に関すること 26 各種制限措置の解除に関すること 27 市町村の原子力災害対策に対する指示指導及び助言に関すること 28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること 30 風評被害等の軽減に関すること 31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32 心身の健康相談に関すること 33 物価の監視に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
(教育庁)		34 教職員、児童・生徒等への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること
(警察)		35 児童・生徒等の退避及び避難に関すること
		36 学校施設を、避難施設としての使用協力に関すること
		37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること
		38 警戒区域、防護対策を講じるべき区域における警戒警備に関すること
		39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
		40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること
消防本部		1 住民等に対する広報に関すること 2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関すること 3 緊急時医療活動に対する協力に関すること 4 救急活動の実施に関すること
指定地方 行政機関	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること
		2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること
		2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること
自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること
		2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること
		3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
		4 緊急時モニタリングへの協力に関すること

2 原子力事業者が処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 防災関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害発生時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること

第4節 用語の解説

本編における主な用語の解説は、次のとおりである。

用 語	解 説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。（据え付け型と追加測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質拡散予測計算システム	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。大量の放射性物質が放出される事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平常時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

用 語	解 説
施設敷地緊急事態	発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

第2章 災害事前計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関との相互の連携体制の確保

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

(2) 機動的な情報収集体制

機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

防災関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話及び業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 災害対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が策定する原子力事業者防災業務計画を備え付けるなど、災害対策上必要とする資料を整理する。

3 通信手段・経路の多様化

(1) 災害に強い伝送路の構築

国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用を努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を努める。

(4) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

(5) 非常用電源等の確保

庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）する。なお、整備に当たっては、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水対策を図る。

(6) 保守点検の実施

通信設備、非常用電源設備等について、定期的に保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第2節 緊急事態応急体制の整備

1 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

第3節 原子力災害に関する知識の普及啓発及び人材育成

1 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に市等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

2 教育機関における普及啓発

市は、県、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

4 防災業務関係者の人材育成

市は、国、県及び防災関係機関の協力を得て、緊急時に原子力防災の円滑な実施を図るため、市職員、消防団を含めた防災業務関係者に対し、必要に応じて研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災上の設備、機材及びその操作に関すること
- (7) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) 緊急時の広報に関すること
- (11) その他必要と認めること

第4節 屋内退避・避難体制の整備

1 住民の避難状況等の確認体制の整備

事故の状況や気象状況等により放射線量が高くなるおそれがあり、退避・避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民の退避・避難状況を的確に把握するため、消防本部、警察等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

2 屋内退避・避難の住民等への事前周知

- (1) 原子力災害発生時の状況や気象状況等及びその後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 他市町村の避難者を受け入れる際の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

3 避難所の確保・調整

- (1) 市は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。
- (2) 市は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。
- (3) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

【参考】避難等の判断基準（OIL：空間線量等の原則計測可能な値で運用上の介入レベル）

	基準の種類	基準の概要	原子力災害対策指針の値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20\ \mu\text{ Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
--------	---------	--	---	---

※ 原子力災害対策指針を基準として防護措置の要領を一部修正し新潟県がまとめたもの。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 通報・連絡

市は、県や原子力事業者等から通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

第2節 緊急事態応急対応

1 緊急時モニタリング結果の報告と公表

市は、県、緊急時モニタリングセンター、関係機関等と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。

2 応援に係る留意事項

応援を実施する場合は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、その内容について、十分協議する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

1 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

原子力事業者が迅速に公表する事実及び国、県が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 市内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関等と協力し、周辺住民のみならず市内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

(3) 定期的な情報提供

住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、農林水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

その際、広報車、防災行政無線、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(5) 多様な媒体の活用

情報伝達に当たって、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 指定避難所外避難者への周知

指定避難所以外に避難した住民の所在の把握し、適切な情報提供に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

第4節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

1 屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講じる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

2 屋内退避・避難等の実施

(1) 住民等の屋内退避・避難等の指示

必要に応じてUPZと同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

(2) 屋内退避の実施における留意点

ア 自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民等に周知する。

イ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある物資等により生活を維持するよう努める。

(3) 避難者の受入れ、情報提供等

ア 選定された避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、避難元市町村等と連携して避難住民を支援する。

イ 避難経由所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講じるよう努める。

ウ 市は、県、警察及び避難元市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

エ 避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

オ 避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつづけると判断した場合は、他の余裕ある避難経由所・避難所又は新たに開設した避難経由所・避難所で受入れ、避難経由所・避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

3 要配慮者等の支援

避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

4 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立退きの指示解除等を行う。

(2) 屋内退避指示の解除

緊急時モニタリング結果のほか、気象条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第5節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、出荷制限

1 飲料水、飲食物の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、次の措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

3 飲料水及び飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、必要に応じて、住民等に対し飲料水及び飲食物を供給する。

第6節 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

市は、県や防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資器材の調達の協力を要請する。

2 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携して、職員等の被ばく管理を行う。
- (3) 応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資器材を確保する。
- (4) 応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県、他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第7節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

2 市及び関係機関等の活動

- (1) 事故の状況の把握に努めるとともに、国、県の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 事故の通報を受けた阿賀野市消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、署員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた阿賀野警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、署員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4章 災害中長期対策

第1節 復旧・復興対応

1 避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

2 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関等とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

3 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

4 災害地域住民に係る記録等の作成

- (1) 市は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- (2) 県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

2 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。

3 相談窓口体制の整備

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県、県内市町村及び関係機関・団体等と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付けなどの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

個別災害対策編

雪害対策

第1節 雪害対策総則

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、県及び防災関係機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域振興局の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施によりその適切な管理に努める。

2 住民及び地域の役割

(1) 住民の役割

住民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）では、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動を強化し雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 市の役割

(1) 地域道路除排雪の円滑な実施

市除雪会議を開催し、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(2) 積雪情報の収集

毎年初雪から雪消えまで、消防本部において観測している積雪量を記録する。

(3) 公的な援護を要する人の状況把握等

ア 要配慮者世帯の名簿を平常時から整備し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）、市福祉関係課及び市危機管理課間の情報の共有化に努める。

イ 除雪困難世帯の名簿を降雪期前に整備し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）及び市福祉関係課の情報の共有化に努める。

ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(4) 市の活動体制

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、県、他市町村、指定地方行政機関、公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 警戒本部及び豪雪対策本部の設置

(ア) 積雪により住民の生活に重大な影響が出るおそれがある場合、警戒本部を設置する。

(イ) 積雪により住民の生命、身体及び財産に甚大な被害が発生するおそれがある場合、豪雪対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、消防本部、警察等関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく事務を行う。

4 雪処理の担い手の確保

市は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、県が平成23年12月から運用を開始している「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保について連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

市は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて市社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

5 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めての一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

6 住宅の屋根雪対策

市及び企業等並びに住民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例に基づき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。

個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取組むことを前提とするが、関係者は、相互の連携、協力により、主に次の取組について必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 屋根の雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根の雪下ろし等に関する取組

7 除雪作業中の事故防止対策

住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。更に、気温が上がって雪が解けやすくなったときなど、事故が起こりやすい時期に合わせて、安全対策実施注意喚起を行う。

第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

1 計画の方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類は風水害対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」を準用し、発表基準は資料編に示すとおりとする。

第3節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

風水害対策編第3章第2節「職員の配備体制及び動員計画」の「1 計画の方針」を準用する。

2 警戒本部

風水害対策編第3章第2節「職員の配備体制及び動員計画」の「2 警戒本部」を準用する。

3 配備体制

(1) 配備基準

区 分		配 備 基 準	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制	大雪等の注意報・警報が発令され、積雪により被害が発生するおそれがあるとき	・建設課担当職員	1 関係機関等への情報収集、伝達及び処理 2 気象情報の収集及び積雪状況等の把握 3 必要に応じ第1配備体制に移行
警戒本部	第1配備体制	大雪等の警報が発令され、積雪による被害が発生するおそれがあり、かつ住民の生活に重大な影響が出るおそれがあるとき	警戒配備体制に加えて ・全部長 ・危機管理課全職員 ・建設課全職員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員	1 被害状況の把握 2 必要な職員の配備 3 必要に応じた応急活動 4 必要に応じた広報活動 5 必要に応じ第2配備体制に移行
対策本部	第2配備体制	積雪により住民の生命、身体及び財産に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、強力な組織をもって雪害応急対策を実施する必要があるとき	第1配備体制に加えて ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全課（局、所）長 ・総務課全職員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員	1 必要に応じた、避難者の受入準備及び受入れ 2 雪害への応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各種マニュアルに基づいた応急対策

第4節 建築物の雪害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

(2) 達成目標

克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故を減少させる。

(3) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

2 住民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

3 市の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及に向けた情報提供等に努める。

ア 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

イ 屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪支援制度

(ア) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要配慮者世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(イ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置する。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ 非常時における出入口の確保

第5節 電力・通信の確保計画

1 電力供給確保対策

電力供給対策については、電力供給事業者の定めるところによる。

2 公衆通信確保対策

公衆通信確保対策については、公衆通信事業者の定めるところによる。

第6節 積雪期の交通確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪を実施し、積雪期の交通路を確保する。
- イ 市、県及び関係機関等において、災害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念される箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 市の責務

毎年「阿賀野市除雪計画書」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。

(3) 住民及び道路利用者への広報等

積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

2 市の役割

(1) 除雪体制の確立

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(2) 市除雪会議の開催

- ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、市除雪会議を開催し、国、県等の道路管理者相互の緊密な連携を図る。
- イ 市除雪会議は、市、国、県の出先機関、警察、消防本部、商工団体、観光協会、建設業者、運輸業者、自治会等の各代表をもって構成する。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし及び通行規制

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、自治会、道路管理者、警察等の関係機関で除雪作業に伴う作業員及び作業機械等の確保並びに通行規制等について十分協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施する。

(6) 鉄道輸送障害時の乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、運行再開までに長時間を要すと見込まれる場合であって、鉄道事業者から乗客の安全確保のための支援要請があった場合は、次のとおり支援を行う。

ア 鉄道事業者が、乗客を車内に留めると判断した場合、物資等の提供を行う。

イ 鉄道事業者が、乗客を車外へ降ろすと判断した場合

(ア) 関係事業者等と調整し、運送道路確保のための除雪を行う。

(イ) 関係機関等及び関係事業者等と調整し、運送車両の提供を行う。

(ウ) 鉄道事業者が、停車車両から下車し、上記(イ)により避難した乗客のための避難所が必要と判断した場合は、避難所の開設と物資等の提供を行う。

第7節 雪崩防止施設等の整備

1 計画の方針

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

2 市の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、住民に雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、県と協力し、雪崩危険箇所図等を用いて雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防止施設等の整備

市管理道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、点検・整備に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により点検・整備を行い、必要に応じ雪底処理等の緊急対策を実施する。

第8節 雪崩事故の防止と応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び関係機関等は、雪崩による事故を回避するため、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに地域住民及び市、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 市の責務

- (ア) 雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。
- (イ) 危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。
- (ウ) 関係機関等の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。
- (エ) 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
- (オ) 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を発令する。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。
- (カ) 自らの巡視、又は他の関係機関等、雪崩巡視員、住民等からの通報により雪崩の発生を確認したときは、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関等に報告する。
- (キ) 住民等が被災した場合は、直ちに消防本部、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。更に、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。
- (ク) 雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、警察等	市、県、警察等	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報
市	県	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報、避難情報
県、市	企業等	調査・応急対策工事指示
市	保健所	医療救護班派遣等の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 医療救護班派遣等
市	住民、警察等	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

実施主体	内 容	協力依頼先
県、市	- 雪崩防止施設等の整備 - 雪崩パトロールの実施 - 雪崩危険箇所の周知	

(2) 雪崩災害等の調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市	被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	

(3) 避難指示等の発令

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 気象情報等により、雪崩による被害が発生するおそれがあるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。 ・ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

個別災害対策編

津波災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

国が示した断層モデル（秋田・山形沖、県北・山形沖、佐渡北、越佐海峡）及び海域に伸びる長岡断層を加え、県沿岸において津波が発生し、福島潟放水路を遡上した場合、その津波の影響による浸水被害が終息するまでの間、住民の生命と身体の安全を確保することを目的とする。

第2節 避難計画

1 津波浸水避難対象地域

津波浸水想定区域は、平成 29 年 11 月に県が公表した「新潟県津波浸水想定区域図」に基づくものであり、本市の場合、海岸に面しておらず内陸部にあるため、津波による直接的な被害は想定されていないが、福島潟放水路を遡上した津波が新井郷川若しくは福島潟に流入し、それが溢れることにより大通川西側の圃場の一部及び藤屋、飯山新、中ノ通集落北西部の圃場の一部への浸水（浸水総面積：35ha）が想定されている。また、遡上した津波は福島潟に流入する折居川の上関口付近（東大橋）まで遡上するものとも想定されている。

浸水域に人家等は含まれていないが、万一を想定して、次のとおり行政区名による避難対象地域を定める。

行政区名
山倉新田、藤屋、飯山新、中ノ通、高田、上高田、榎、しらとり、山倉・上関口

2 浸水被害予定時間と浸水深、最高流速

津波が福島潟放水路を遡上し、市に浸水被害が発生する浸水開始時間及び浸水深、最高流速は次のとおり想定されている。

場所	時間	浸水深	最高流速
中ノ通北西部	11 時間後	0.1m～0.5m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
折居川への遡上	12 時間後	0.1m～1.8m	0.2m/s 以上 0.5m/s 未満
藤屋・飯山新北西部	27 時間後	0.1m～0.5m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
大通川西側	50 時間後	0.1m～0.8m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満

※ 折居川の浸水深は、水面上昇を示す。

3 指定避難所、避難路及び時間等

指定避難所は神山小学校とし、住民は最短距離で避難するものとする。また、指定避難所まで最も遠い場合で約 2.6 kmあり、健常者であれば歩行により約 45 分で避難することができる。ただし、要配慮者の場合、歩行による避難は困難であり、この場合は、車両により避難することとする。

4 情報の収集及び伝達

市は、津波情報を国、県からの連絡及び気象庁の注意又は警戒情報等から収集し、住民へは、全国瞬時警報システム（Jアラート）、情報伝達ツールで伝達する。

第3節 災害応急対策

1 職員の招集及び配備体制等

職員の招集並びに配備体制及び基準等は、次のとおりとする。ただし、津波の発生要因となる地震による被害等の発生が見込まれる場合は、本計画「震災対策編」を優先する。

【職員の招集及び配備体制及び基準等】

区 分		配 備 基 準	職員配備体制
警戒体制	注意配備体制	・ 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・ 危機管理課担当職員
	第1配備体制	・ 気象庁が新潟県沿岸に津波注意報を発表したとき ・ その他市長が必要と認めたとき	・ 危機管理課全職員
	第2配備体制	・ 気象庁が新潟県沿岸に津波警報を発表したとき	<u>第1配備体制に加えて</u> ・ 応急対策が必要な課（局、所）長 ※災害対策本部の設置に備える体制
災害対策本部	第3配備体制	・ 気象庁が新潟県沿岸に大津波警報を発表し、市の区域内に浸水被害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき ・ 浸水被害の発生により、避難対象地域の住民を避難させなければならないと市長が認めたとき ・ 浸水被害の発生により、その復旧が必要であると市長が認めたとき	<u>第2配備体制に加えて</u> ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部課（局、所）長 ・ 総務課全職員 ・ 農林課全職員 ・ 建設課全職員 ・ 応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・ 指定する避難所担当職員員
		・ 浸水被害が想定区域を大幅に超え、人家等に被害が及ぶような場合	・ 全職員

※ 災害対策本部の解散については、本計画「震災対策編」を準用する。

2 避難指示等の発令及び避難誘導等

(1) 避難指示等の発令基準等

区分	発令の基準	住民に求める行動
避難指示	・ 大津波警報が発表され、福島潟放水路に津波の遡上が確認されたとき ・ 津波による災害が発生し、避難を開始しなければ危険であると判断されるとき	・ 通常の避難行動ができる人は、神山小学校への避難行動を開始する。 ・ 要配慮者等については、自治会の共助において確実に避難させる。
	・ 大津波警報が発表され、福島潟放水路に津波の遡上が確認され、沿岸部において極めて重大な災害が発生したとき ・ 津波による災害が発生し、避難を開始しなければ極めて危険であると判断されるとき	・ 避難指示発令後であり、住民は確実な避難行動を実施、完了する。 ・ 避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は、近辺の高い場所に避難する。

【参考】津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3 mを越える場合	10 m超	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10 m 5 m < 予想高さ ≤ 10 m		
		5 m 3 m < 予想高さ ≤ 5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを越え、3 m以下の場合	3 m 1 m < 予想高さ ≤ 3 m	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 【阿賀野市の場合】 陸域に津波が浸水するおそれがあるため、直ちに圃場から上がり安全な場所に避難する。警報が解除されるまで、そこから離れない。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m $0.2\text{m} < \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 【阿賀野市の場合】 陸域での避難の必要はない。注意報が解除されるまで、福島潟近辺に近づかない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 避難誘導體制

市は、職員、消防本部、消防団員、警察等防災対応や避難誘導、支援等に当たる人の危険を回避するため、津波による浸水が始まるまでの時間内で防災対応や避難誘導、を行うものとし、当該区域において浸水が始まったら、危険のない場所から警戒監視に当たるものとする。

個別災害対策編

航空機事故災害対策

第1節 航空機事故災害予防計画

1 計画の方針

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空機事故」という。）が発生した場合に、円滑な応急対策が行えるよう防災体制を構築する。

2 市の役割

航空機事故による大規模事故災害が発生した場合における消防本部、警察、医療機関等との連携体制を構築する。

第2節 航空機事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関等は、相互に情報共有を図り、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(2) 市及び関係機関等の役割

ア 事故現場と周辺地域における救助活動及び救助活動及び住民等の避難誘導を行うために、必要な応急対応を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

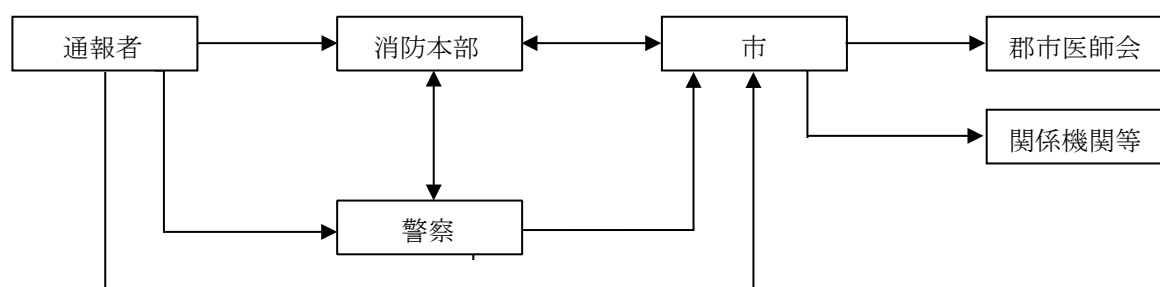
ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(3) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、航空機事故による被害の最小限化を図る。

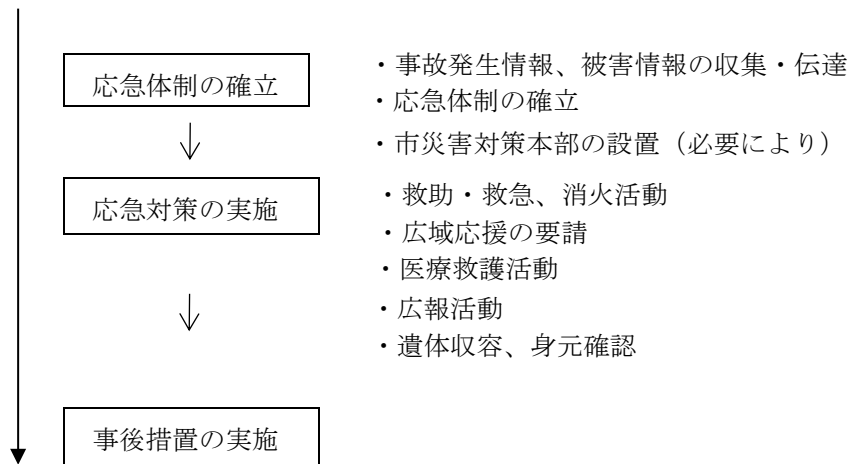
2 情報の流れ

通報を受けたときは直ちに事故現場に職員を派遣し、情報の収集及び発信を行う。



3 業務の体系

★ 航空機事故災害の発生



4 応急体制の確立

事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

個別災害対策編

鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の乗客、乗員、住民等に死傷者が発生又は事故現場周辺住民等に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害が発生した場合、速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

2 市の役割

鉄道事故による、大規模事故災害が発生した場合における消防本部、警察、医療機関等との連携体制を構築する。

第2節 鉄道事故災害応急対策

1 計画の方針

乗客、乗員、住民等の多数の死傷者が発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害が発生した場合における関係機関等の応急対策の方針等を示す。

(1) 基本方針

市及び関係機関等は、連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 市及び関係機関等の役割

ア 事故現場と周辺地域における住民等の避難誘導を行うために、必要な応急対応を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

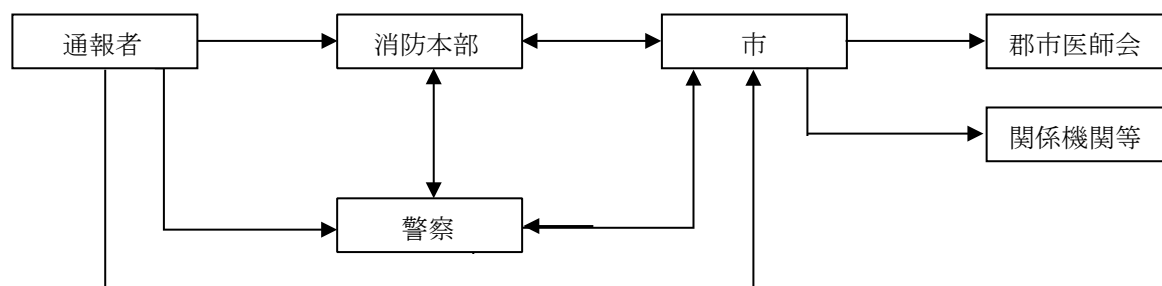
ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(3) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、鉄道事故による被害の最小限化を図る。

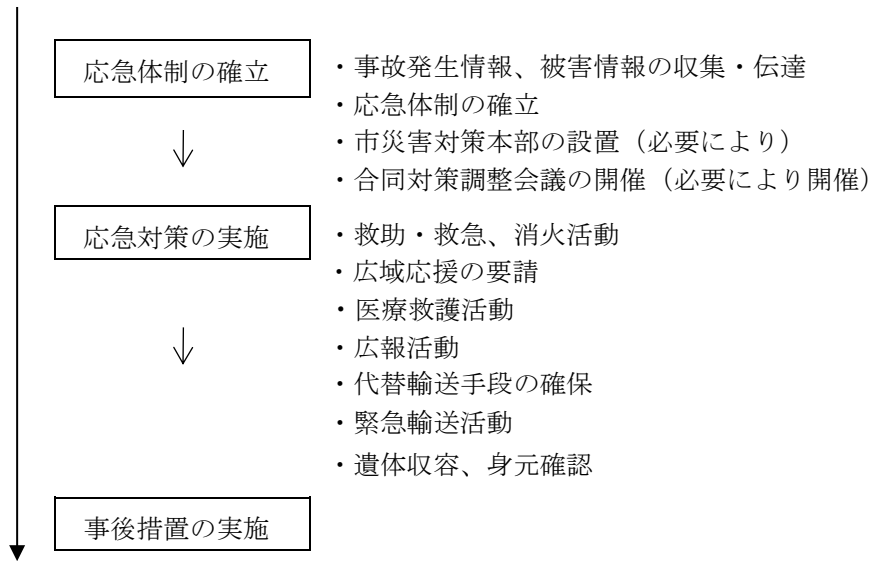
2 情報の流れ

通報を受けたときは直ちに事故現場に職員を派遣し、情報の収集及び発信を行う。



3 業務の体系

★ 鉄道事故災害の発生



4 応急体制の確立等

（１）事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

（２）合同対策調整会議

必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

個別災害対策編

道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関等の協力により、道路施設の損傷、崩壊等による道路上での重大事故を未然に防止するとともに、交通事故等により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

(2) 道路管理者の責務

ア 定期的に道路パトロールを実施するとともに、老朽した道路施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

イ 事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための設備及び体制の整備に努める。

ウ 事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、交通規制、危険物の処理、事故現場周辺住民の避難等を迅速に実施できるよう関係機関等との連絡体制の構築に努める。

2 市の役割

(1) 道路点検の実施

日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な修繕、補修等の事故予防措置を講じる。

(2) 防災体制の整備

道路パトロールによる発見のほか、道路利用者から警察、消防本部への通報により覚知される場合が多いことから、警察、消防本部との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう関係業者との連絡体制を整備する。

(3) 連絡窓口の明確化

事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係機関等との連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

第2節 道路事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な道路事故災害発生の通報を受けたときは直ちに関係機関等に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

(2) 関係機関等の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関等は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 市及び関係機関等の役割

ア 危険物流出時の対策

危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、事故現場周辺住民に対して火気の使用制限の措置を講じる。また、必要に応じて、住民等の避難誘導を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(4) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、道路事故による被害の最小限化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

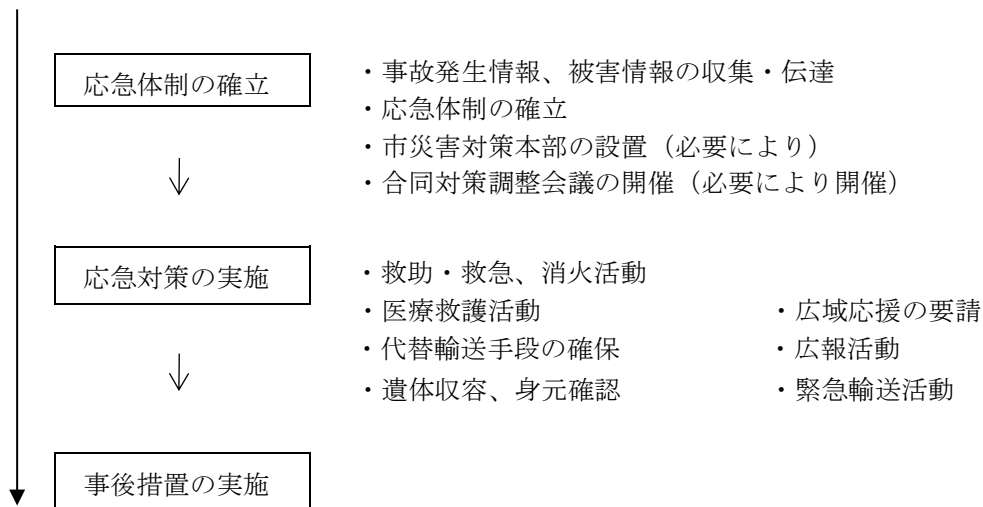
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部、警察	道路管理者	被害情報、危険物流出の有無

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
警察	道路管理者	交通規制情報、警戒区域の設定
県	市	新潟DMA T（新潟派遣医療チーム）又は県医療救護班の派遣人数
市	地域住民	避難指示等

3 業務の体系

★道路事故災害の発生



4 応急体制の確立等

(1) 事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

(2) 合同対策調整会議

必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

個別災害対策編 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画

風水害対策編第2章第20節「火災予防計画」を準用する。

第2節 大規模火災応急対策

風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」を準用する。

個別災害対策編

その他の災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿を含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取扱う事業者による自主保安対策及び行政機関による予防対策並びに事故発生時における応急対策の方針を示す。

2 市及び関係機関等の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

(2) 危険物等施設の安全対策の把握

(3) 市、消防本部、警察、医療機関等との連携体制の構築

(4) 学校等における危険物等の安全対策

(5) 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項の実施

第2節 危険物等事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動対応を実施するとともに速やかに消防本部、警察に通報する。通報を受けた関係機関等は被害を最小限にするため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 住民の役割

危険物等による漏えい、火災等による事故の発見者は、速やかに消防本部等に通報する。

イ 市の役割

災害が発生し、又は発生したような状況にある、若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに周辺住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する避難指示等の必要な措置を講じる。

飲料水の汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。

2 情報の流れ

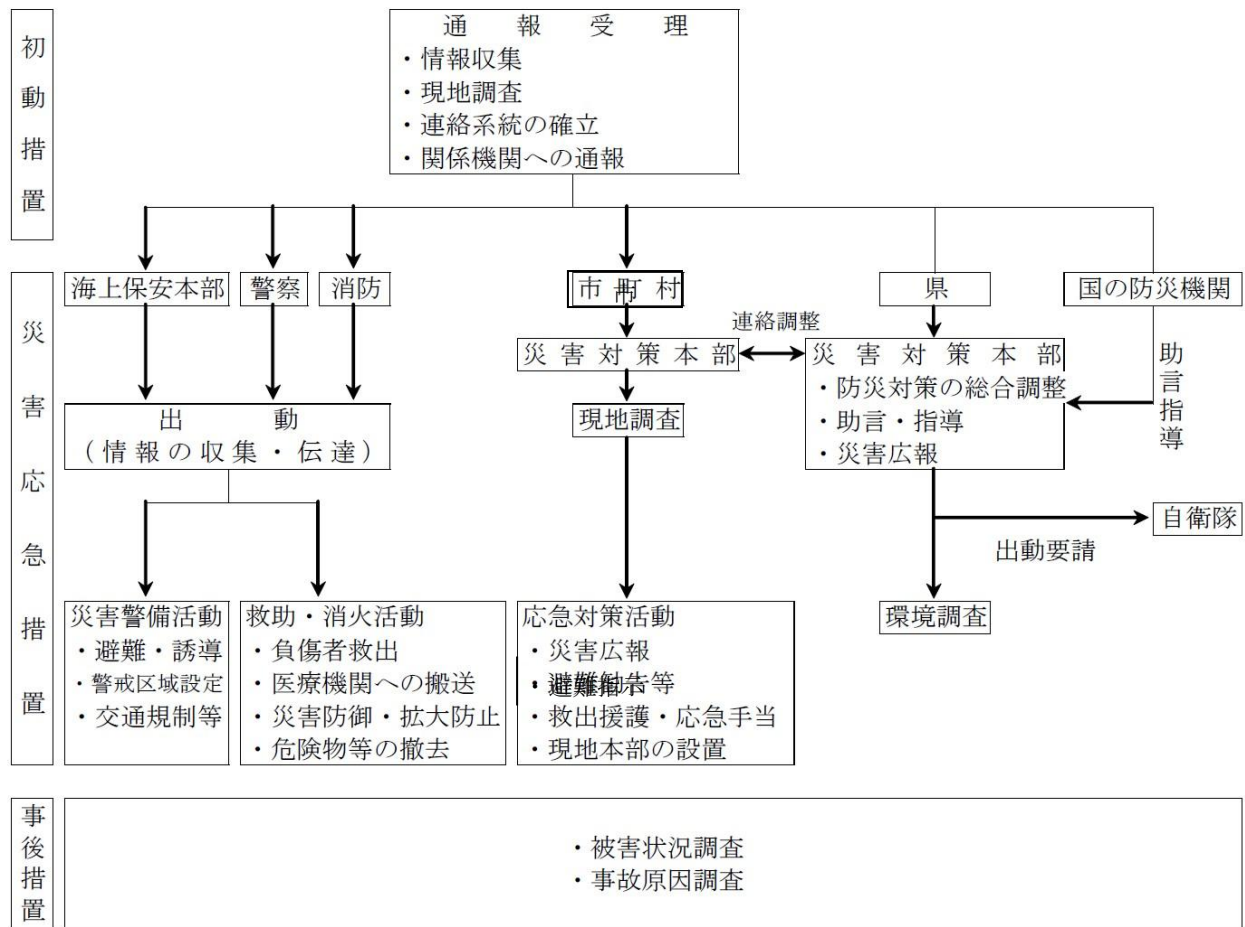
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市、消防本部、警察、事故発生事業所	周辺住民	事故の状況、避難の必要性や避難先等の避難情報、防災活動の状況
消防本部	市、県	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
市、県	報道機関	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部	市、県	事故災害の鎮圧状況、負傷者等の情報、広域応援要請
県	市、防災関係機関	事故の状況及び鎮圧状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・住民の生命、身体に対する危険を防止するため、避難指示等速やかに住民の避難誘導を実施する。	消防本部、事故発生事業所

(2) 災害の広報

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害の状況、避難の必要性の有無、鎮圧の見通し	報道機関

(3) 情報の収集と伝達

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・事故状況を把握し、防災関係機関と情報を共有化する。	消防本部、警察